

出水市 通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～



【高尾野小学校前を通る国道504号の「カラー塗装」】

平成26年6月

出水市通学路安全推進会議

1. 出水市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、併せて対応策を講じるなどの活動を行ってきました。

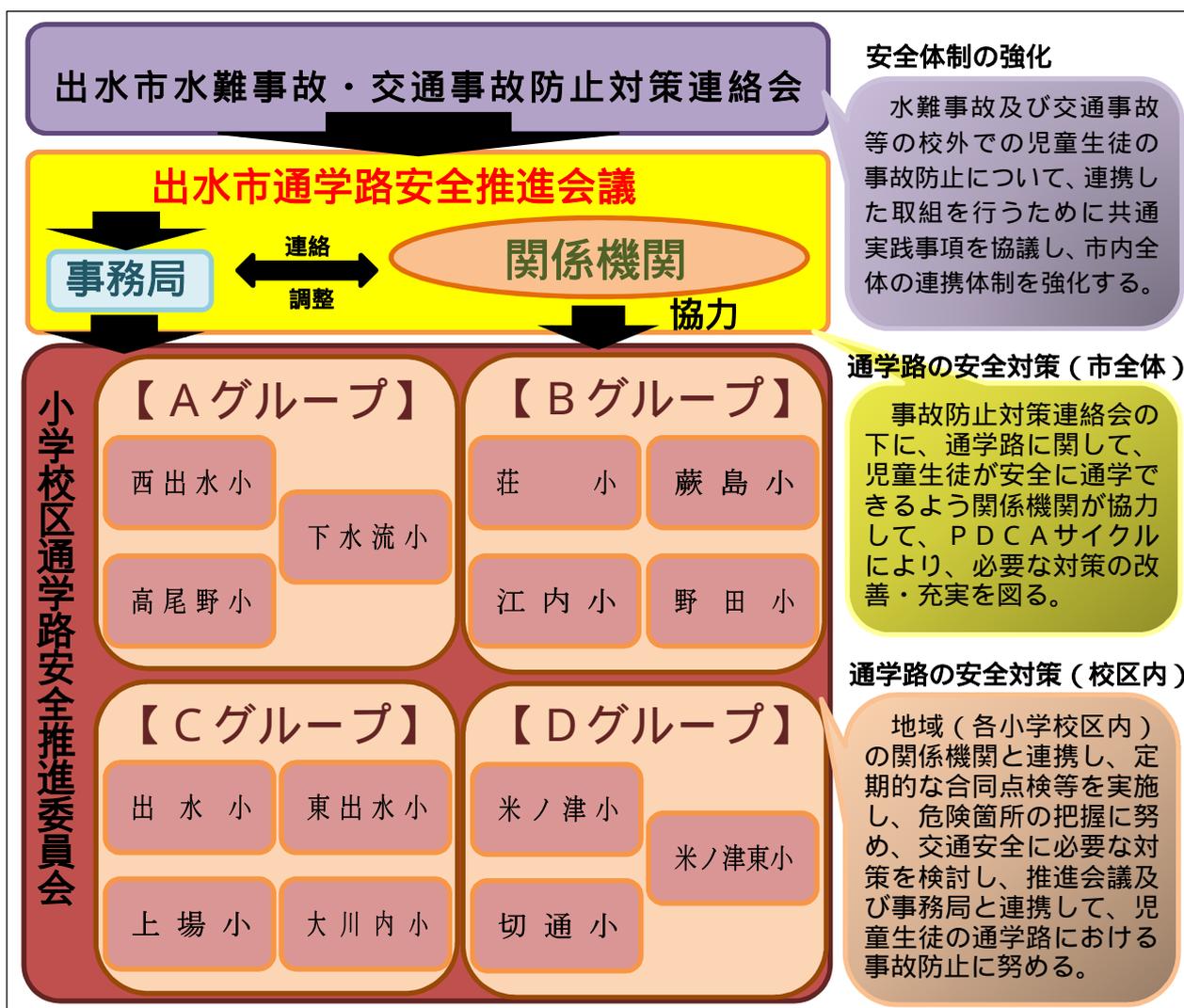
この緊急合同点検を一過性のものとせず、引き続き地域をあげて継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「出水市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 出水市通学路安全推進会議の設置

本プログラムの具現化を図るために、既存の「出水市水難事故・交通事故防止対策連絡会」の下に「出水市通学路安全推進会議」を設置しました。

(1) 組織図



(2) 委員構成及び役割

出水市水難事故・交通事故防止対策連絡会（103名）

出水市教育委員会教育長及び関係各課長（6名） 出水警察署長及び交通課長・地域課長（3名）
出水市内各小・中・高等学校・特別支援学校の管理職及び生徒指導担当者等（54名）
出水市内各小・中・高等学校・特別支援学校のPTA代表（27名）
出水消防本部消防長（1名） 出水市安全安心推進課長（1名）
出水市道路河川課長（1名） 出水市農林水産整備課長（1名）
出水市観光交流課長（1名） 自治会連合会会長（1名）
出水地区交通安全協会会長及び各支部長【出水・米ノ津・大川内・高尾野・江内・野田】（7名）

本市児童生徒の水難事故・交通事故を防止するため、学校・家庭・地域社会及び関係機関・団体の協力し、水泳危険区域の巡回や救急体制、登校・下校指導や交通事故防止の広報活動など水難事故・交通事故防止に関する全般について検討し、共通理解を図ります。

出水市通学路安全推進会議（15名）

出水市教育委員会学校教育課担当（1名） 出水市教育委員会教育総務課担当（1名）
出水市安全安心推進課担当（1名） 出水市道路河川課担当（1名）
出水市農林水産整備課担当（1名） 出水警察署交通課担当（1名）
鹿児島県国道事務所交通対策課担当（1名） 北薩地域振興局建設部土木建築課担当（1名）
出水地区交通安全協会代表（1名） 出水市PTA連合会代表（1名）
出水市自治会連合会代表（1名） 市内小・中・高、特別支援学校各代表（4名）

出水市水難事故・交通事故防止対策連絡会の下に設置し、通学路の安全対策に向けた「出水市通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。

事務局（数名）

出水市教育委員会学校教育課担当（1名） 出水市安全安心推進課担当（1名）
出水市道路河川課担当（1名） その他事務局が必要と認める者（数名）

出水市通学路安全推進会議の下に設置し、推進会議の運営及び関係機関等との連絡調整、合同点検の計画・立案などを行い、「出水市通学路交通安全プログラム」の円滑な遂行に努めます。

小学校区通学路安全推進委員会【例】(数名)

当該小学校の管理職及び担当教職員	当該小学校のPTA代表
当該小学校区内にある中・高等学校及び特別支援学校の教職員・PTA担当	
出水警察署交通課担当	自治会(点検箇所地区)代表
交通安全協会支部担当	道路管理者担当
教育委員会担当	その他

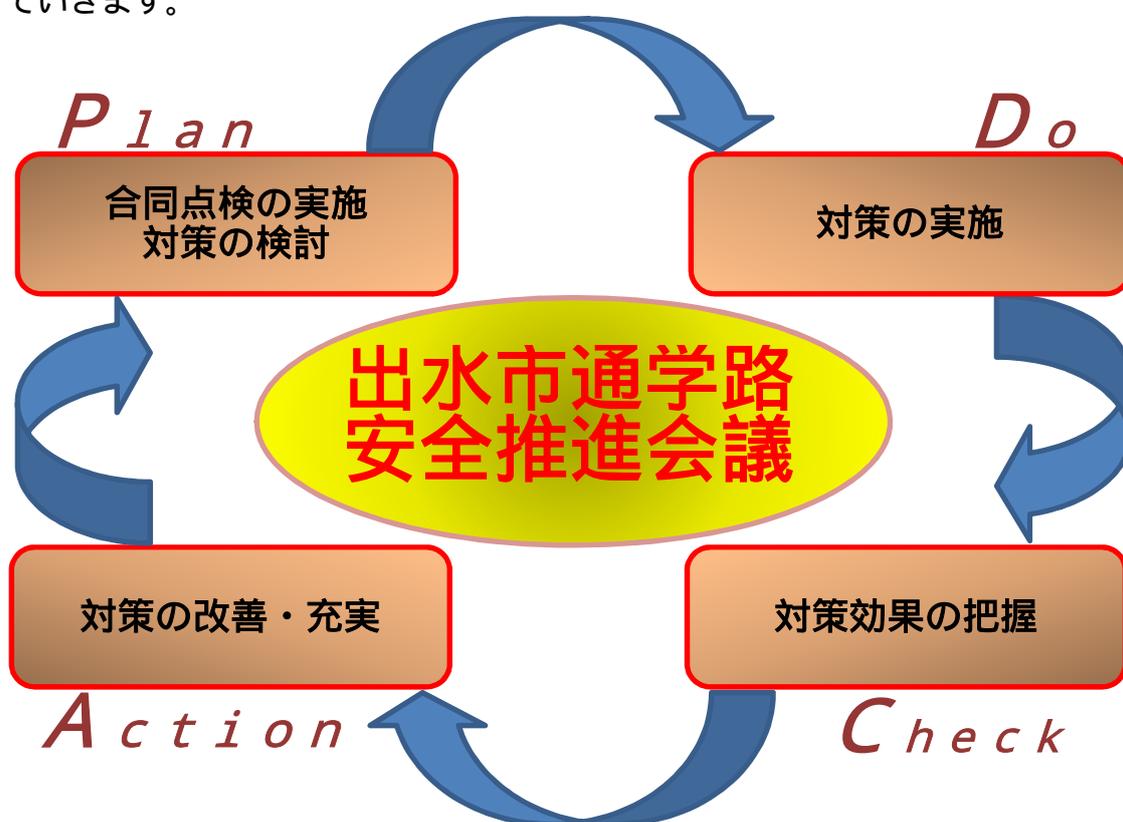
地域(小学校区内)の関係機関等との連携を強化し、定期的な合同点検等により校区内の危険箇所を把握するとともに、児童生徒の通学路における交通安全対策に必要な取組を検討する。また、推進会議及び事務局と連携を図り、地域(小学校区内)の通学路安全確保のためのPDCAサイクルによる安全性の継続的な向上に取り組みます。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続的に実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして実践し、本市通学路の安全性の向上を図っていきます。



〔出水市通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕

(2) 定期的な合同点検 (Plan)

合同点検の実施時期

- ・ 市内の小学校区を4グループに分け、小学校区ごとに、合同点検を2年に1回（1年に2グループずつ春と秋の全国交通安全運動期間に実施する。）実施します。（通学路の変更や周辺環境に変化があった場合は、臨時に実施する。）
- ・ 効率的・効果的に合同点検を実施するため、出水市通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、小学校区通学路安全推進委員会と連携して、合同点検を実施します。

合同点検の体制

- ・ 小学校区ごとに、小学校区通学路安全推進委員会を設置し、学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会、自治会などが参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護策設置などのハード対策や交通規制や警察及び交通安全協会等による交通安全教育などのソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・ 対策必要箇所の具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するために、事故件数の増減の把握やアンケート調査などによる実態調査を実施し、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、出水市ホームページ等で公表します。